



島根大学職員組合



# くみあいニュース 速報 (全学配布版)

2009年5月29日

島根大学職員組合広報部

内線 2198, ダイヤルイン 32-6407

E-mail union-s@sula0043.soc.shimane-u.ac.jp

<http://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html>

## 2009年6月期ボーナス10%カットについて代償措置引き出す!

組合は、5月27日にこの問題に関する3回目の団体交渉を行いました。  
その場で大学当局は、これまで2回の団体交渉で提示してきた代償措置を含め、

- 1) 教員のボーナスカット分について、それぞれが所属するセグメント(学部等)での教育研究費として活用できるようにする
- 2) 一般職員のボーナスカット分については、職員のスキルアップに資するよう、SD・研修の経費や旅費として活用する
- 3) 事務職員の昇格改善につながるキャリアパスを整備していく
- 4) 有期雇用職員の正規職員への登用制度を見直し充実する

ことを提案してきました。また、大学側の判断として、学長が職員に対して説明を行うことを表明しました。

組合では、5月8日にボーナスカットを実施しないことを要求に掲げて団体交渉を続けてきました。とくに、大学側が主張する「人事院勧告に準拠することが大学の方針であるため」という論理は受け入れることはできません。法人化後の大学では労使間の協議で労働条件が決定されることが原則です。

組合では、5月26日にこの問題に関する全学集会を開催しました(21名参加)。そこで、大学側の提示している代償措置も含めて議論し、大学側の誠意とカット分の用途の明確化、適正化を条件に妥結方針を可とするという確認を行いました。

27日の団体交渉でこれらの点が確認できたと判断し、組合は、今回の0.2か月分のボーナスカットには反対しないという立場を取ること、大学側は提示した代償措置を誠実に履行することを確認しました。

現今の社会経済情勢、国立大学法人を含む公的セクターへの社会からの視線と圧力を無視することは困難であろうこと、今回の一連の団体交渉をとおして大学側が誠実に交渉を行い、代償措置を提案してきたこと、その中で特にボーナスカット分について、組合が人件費とすべしとした主張には応えなかったもののその用途を明確にしたことについて、その誠意を認め労使交渉を無視しない姿勢を評価したいと考えます。

なお組合は、人事院勧告準拠の姿勢を容認するわけではなく、今後とも、適正な給与水準が実現するよう大学と交渉を続けます。